

学内の動物実験を適正に施行する人、動物、物の動線の在り方

1. 在り方（説明）

この背景には、研究者等により実験動物（培養細胞を含む）・研究機材機器が学内を行き来することにより実験動物および人への共通感染症を防ぐ意義がある。そのため研究者等が学内の飼養保管施設（施設）を行き来する動線を明確にするため、学内施設を以下のように区分し、感染症の拡大を防ぐ動線の在り方を示す。

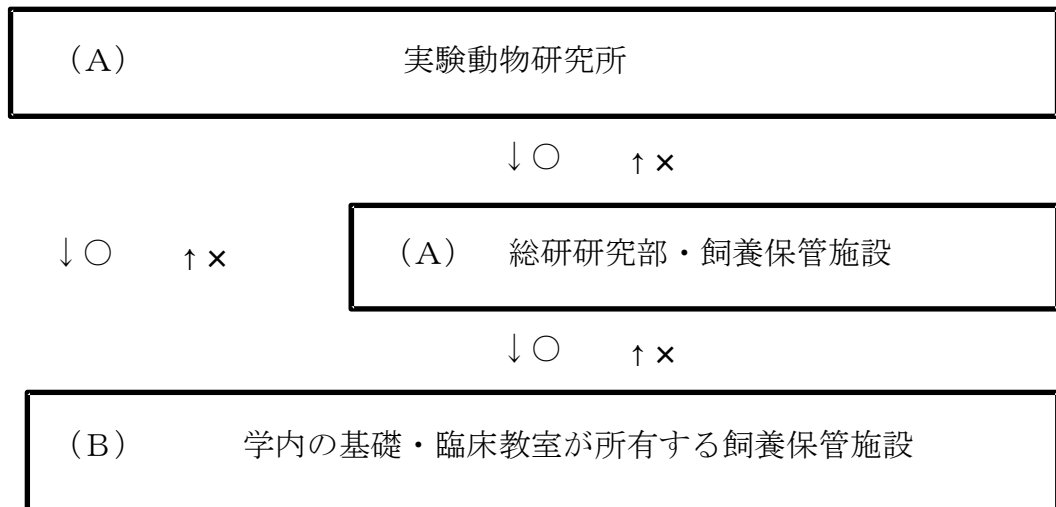
1) 不特定多数の実験動物を飼養する施設（A）

該当施設は、多数の教室から多人数の研究者等が出入りし、多種・多数の動物実験が行われる共同利用施設である。この施設でひとたび実験動物の感染症が起これば被害は個々の研究者ばかりでなく、大学の研究成果に多大な支障を及ぼすことになる。該当する共同利用施設は、実験動物研究所、総研研究部の施設となり、また飼養規模から実験動物研究所、次いで総研研究部の施設を位置づけている。

2) 特定多数の実験動物を飼養する施設（B）

該当施設は、基礎・臨床教室が所有する施設である。

2. 在り方（図）



3. 参考

- ・微生物モニタリング検査の結果に対する対応（平成 27 年、本学動物実験委員会）
- ・実験動物の授受に関するガイドライン（平成 27 年、国立大学法人動物実験施設協議会）
- ・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年、文科省告示）
- ・動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年、文科省告示）
- ・動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年、日本学術会議）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（平成 18 年）
- ・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 25 年、環境省告示）
- ・家畜伝染病予報法（平成 26 年）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年）